

事業者	環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所	
対象事業	名称	平成 26 年度南相馬市災害廃棄物代行処理業務（減容化处理）
	種類	ゴミ焼却施設の設置の事業（仮設焼却炉）
	規模	焼却能力：200t／日程度（200t/24h×1 炉）
設置場所	福島県南相馬市小高区蛸沢字笠谷 2 6 他	
稼働期間	平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 4 月末日まで（予定）	
適用除外条項	条例第 49 条第 4 号	
適用除外年月日	平成 26 年 11 月 28 日	
適用除外とする理由	<p>(1) 本施設は、南相馬市からの「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づく災害廃棄物処理の代行要請を受け、南相馬市の災害廃棄物等の処理のために時限的に設置するものであり、東日本大震災からの復旧のため緊急に事業を実施する必要があること。</p> <p>(2) 本施設の設置に当たっては、南相馬市の協力を得ていること。</p> <p>(3) 本施設の設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施するものであること。</p> <p>(4) 本施設においては、災害廃棄物等の飛散流出防止の措置を講ずるとともに、モニタリングを実施するなど、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全のため必要な措置を講ずるものであること。</p>	
備考	—	